（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第１項第５号ロによる。

［⑶～⑺　略］

［２・３　略］

損益計算書　［略］

別紙様式第７号（第82条第２項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

株式会社　商工組合中央金庫

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑹　略］

⑺　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第１項第５号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第84条第３号ロ）による。

［⑻～⑱　略］

［３～６　略］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第１項第５号ロによる。

［⑶～⑺　同左］

［２・３　同左］

損益計算書　［同左］

別紙様式第７号（第82条第２項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

株式会社　商工組合中央金庫

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第１項第５号ロによる。

［⑻～⑱　同左］

［３～６　同左］